

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:芝 将宏

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9 番地 3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

## 年 頭 挨 拶

日司政連会長 田嶋規由

年頭にあたり全国単位政連所属会員に対し謹んで新春のご挨拶を申し上げます。今年は寅年ですが日司政連が司法書士制度の行方に大所高所から目を光らす虎になればと思います。

昨年は想定外の現実に遭遇いたしました。国政においては民主党への政権交代があり、連合会執行部の交代もありました。制度推進議員連盟の再建そして連合会新執行部との共同歩調体制を再構築させる問題に大きなエネルギーを注いだ一年でした。連合会とは同じ仲間の組織でありこの間の制度改革の成果と課題を承継し、司法書士制度が揺らぐことなく存在感ある法律職の地位を維持すべく制度基盤の確立を求めて実践していくことが両団体の責務だと思います。

議連については議連決議の承継も含め、超党派議連の維持を基本姿勢として対応しております。現在も民主党の議連所属議員に再建をお願いし活動を続けています。民主党の議連に対する姿勢を見定めながら「急がば回れ」を基本に取り組んでいます。

単位政連執行部の方々には政治状況に過剰に対応することなく、政治家との信頼・信義こそが政連活動の源であることを再確認していただきたいと思います。これまで司法書士制度改革のために井戸を掘ってくれた先生方は今後ともかけがえのない組織財産です。継続した支援と更なる関係強化に取り組んで頂きたい。

私達は内憂外患の状況から起き上がり、行く先をしっかりと見据え、制度改革の手をゆるめず今年も進んでいく所存です。しかし今の状況は改革を推進する風もなく、アクセル役の他力も不在の時期に直面しております。今は組織力の強化に専念しながら力を蓄え、行動する時期と機会を見定めていくことだと思います。

昨年末連合会執行部は、次期司法書士法改正大綱の意見照会を当会そして全国単位会等に求めてきました。提案にいたる内部議論の経緯、その趣旨も語られることなく唐突な提案に見えます。司法書士制度の進むべき道（制度の堅持）と目指すべき司法書士の姿（暮らしの法律家？）への基本姿勢と考え方を示すことが大前提だと思います。

もし改正大綱が願望でなく実現をめざすものであるなら、総花的に掲げるのではなく戦略（手順、実現の目途そして優先順位）を具体的に提示することだと思います。日弁連等から職域エゴだと厳しい批判非難が予想されます。自律ある姿勢が求められます。絵に描いた餅は会員に幻想と困惑を抱かせ、結果的に制度基盤の弱体化を生じさせることになると思います。もし自力ではなく日弁連の同意の下で一定の法改正を与えられた場合には、私達の中核業務（虎の子）を明け渡し下位弁護士として弁護士制度の軍門に下ることが想定され、私達は大きな代償を支払うことになると思います。

現況で現実性ある制度改革・法改正は、平成14年司法書士法改正時の積み残し案件を軸に昨年1月20日付議連総会決議の早期実現を求めていく運動だと私達は確信します。議連決議の重さを再確認すれば、いわば決議は私達の公約であり、責任をもって振り出した手形ともいえます。

私達執行部は訴訟代理権の拡大、弁護士制度との同化に司法書士制度の先を想定していません。二流、三流弁護士への道は司法書士制度崩壊につながります。中核業務の専門性を強化し業務の専権性の堅持を土台に紛争回避、紛争予防そして本人支援型法律家として弁護士制度と共存・連立しながら同心円型法律家制度を定着させる道を私達は進んでいきます。

司法書士制度改革は未だ道半ばです。本年度も執行部の仲間に支えられながら全国単位政連の皆様を力とし走り抜きたいと思います。時代は中央突破型から、各单位政連の力を結集した総力戦時代の到来を予見させます。日司政連活動への熱い支援と協力をお願いし私の挨拶とさせていただきます。

## 政治資金収支報告書の件

日司政連幹事長 芝 将宏

皆様にご心配をおかけしております政治資金収支報告書の件につきましては、現在専門家に規約及び会費納入規則を含め関係資料を提供し、検討をいただいております。正確な内容の詰めにより専門家の見解が出た段階で単位司政連の皆様にはあらためてご報告させていただきます。尚、日司政連の会費の原資は、司法書士会員の一人一人から出されていることには間違いなく、見解の相違や事務上のミスはあるかも知れませんが、故意によるものは一切ないことも併せてご報告させていただきます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。